平成２３年（フ）第１７２０号
愛知県知多市佐布里字大六16番地
債務者　伊藤ふくみ
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２号
長崎県島原市有明町湯江甲99番地
債務者　山口　時成
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
長崎県島原市下折橋町3839番地１、前住所長崎県南島原市有家町原尾2583番地
債務者　前田　直美（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
青森県弘前市大字桜ケ丘１丁目４番地６
債務者　下山　陸子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４２号
青森県黒石市末広６番地１　医療法人済寿会介護老人保健施設あしたばの里・黒石、住民票上の住所青森県黒石市大字前町44番地２
債務者　岡崎　チヱ
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４６号
青森県弘前市大字宮園３丁目３番地23
債務者　下山　光則
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４４号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目９番10号　レオパレス浜見台201
債務者　山下　　忍
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１５４号
神奈川県逗子市池子２丁目18番８―201号
債務者　清水　孝夫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目17番５号
債務者　田中　　清
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７４号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番20―302号
債務者　小出勢津子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４４号
福島県いわき市平字作町３丁目３番地の21　コーポ日の出Ａ―１、前住所福島県郡山市阿久津町字法師沢89番地の８
債務者　柳沼　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７５４号
千葉県市原市青柳949番地12
債務者　中村　勇次
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０２号
千葉市花見川区千種町263番地１　コーポチグサ203号
債務者　水落　里子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８２７号
千葉県船橋市北本町２丁目66番11―101号
債務者　澁谷　基了
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８２８号
千葉県千葉市中央区今井２丁目12番１―703号
債務者　稲川　達彦
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３４号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番14棟401号
債務者　松本　文子（旧姓澁谷）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４２号
千葉県市川市南八幡３丁目21番11号　サンハイム平松101
債務者　飯塚佐智子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５６号
千葉県市川市大和田１丁目16番18―401号　シュノン
債務者　高野　幸夫
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係